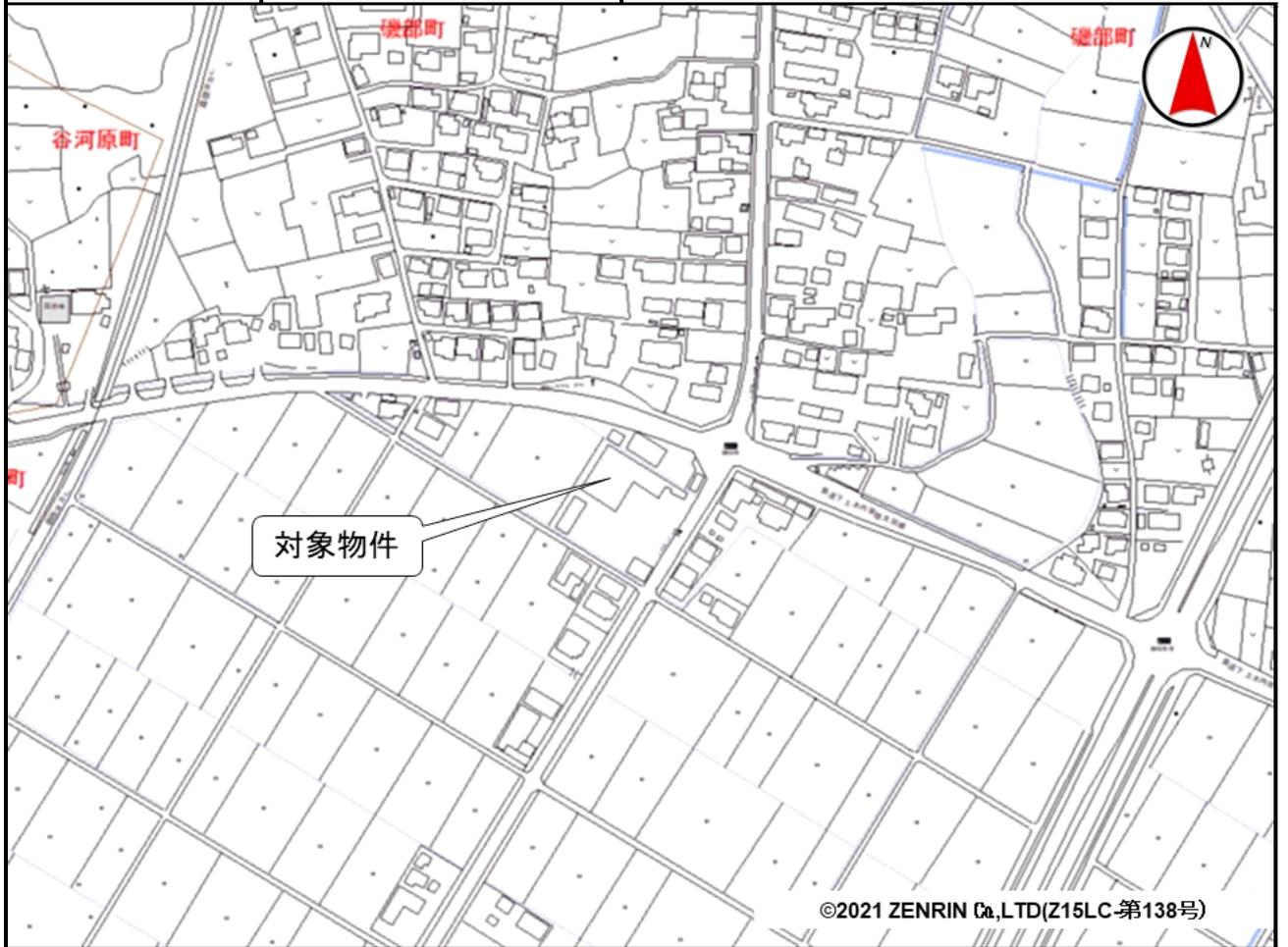


売却区分番号	1638-1		
見積価額	¥2,260,000	公売保証金	¥300,000
財産の表示	<p>1 所在 茨城県常陸太田市磯部町字鳥井戸 地番 51番2 地目 宅地 地積 501.60平方メートル</p> <p>2 所在 茨城県常陸太田市磯部町字鳥井戸 地番 52番2 地目 宅地 地積 488.86平方メートル</p> <p>3 所在 茨城県常陸太田市磯部町字鳥井戸 51番地1、51番地2、52番地2 家屋番号 51番2 種類 工場 事務所 構造 鉄骨造スレート葺平家建 床面積 752.92平方メートル</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
間取り	—	駐車場の有無	有
公法上の規制	市街化調整区域 建ぺい率 60% 容積率 200% 常陸太田市洪水ハザードマップ（想定浸水深約3.0から5.0メートル）		
接道状況	南東側 幅員約11.0メートル 舗装国道 等高接面		
地盤・地勢	平坦		
使用状況等	対象物件1及び2 対象物件3の敷地として使用されています。 対象物件2 常陸太田市所有の防火水槽が埋設されています。 物件所有者の申立てによると、油分分離機が埋設されています。 対象物件3 昭和45年頃建築。 物件所有者が自動車整備工場として使用しています。 未登記の増築部分があります。 工場の南西側に2階部分が増築されていますが、この増築に関して建築確認を受けていない可能性があります。 現況 1階部分 約803.27平方メートル（増築部分を含む。） 2階部分 約10.89平方メートル 建物の一部は、第三者が所有する件外土地（51番3）上に建築されています。 物件所有者の申立てによると、賃借料は件外土地2筆（51番3、52番3）で月額35,000円ですが、契約書の作成は不明です。		
管理状況等	—		

売却区分番号	1638-1								
見積価額	¥2,260,000	公売保証金	¥300,000						
特記事項	<p>1 対象物件の北側と東側に法定外公共物があります。  なお、北側は水路敷として常陸太田市が管理しています。占有又は使用の際には常陸太田市に申請が必要となります。詳細は、常陸太田市建築課用地管理係（電話0294-72-3111）にお問い合わせください。  また、東側は国道349号線の道路敷として茨城県が管理しています。敷地への進入路として使用する場合には申請は必要ありません。詳細は、茨城県常陸太田工事事務所道路管理課（電話0294-80-3362）にお問い合わせください。</p> <p>2 対象物件2に埋設されている防火水槽について、買受人は、常陸太田市と防火水槽設置のための借地に関する契約をする必要性があります。詳細は、常陸太田市消防本部（電話0294-73-1193）にお問い合わせください。</p> <p>3 対象物件3については、消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、関東信越国税局が適格請求書を交付します。  見積価額に占める対象物件3の価額の割合は0.44%です。</p>								
一括換価について	<p>対象物件は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。  対象物件は一部借地を含む自用の建物及びその敷地として評価しています。  なお、見積価額の内訳は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>対象物件1及び2（土地）</td> <td>2,070,000円</td> </tr> <tr> <td>対象物件3（建物）</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>土地利用権（借地権）</td> <td>180,000円</td> </tr> </table>			対象物件1及び2（土地）	2,070,000円	対象物件3（建物）	10,000円	土地利用権（借地権）	180,000円
対象物件1及び2（土地）	2,070,000円								
対象物件3（建物）	10,000円								
土地利用権（借地権）	180,000円								
住居表示等	茨城県常陸太田市磯部町52番地2								
最寄駅等	JR（東日本）水郡線 谷河原駅 東方約0.3メートル								
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。								
留意事項	<p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。</li> <li>2 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任等を負いません。</li> <li>3 執行機関（国）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。</li> <li>4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</li> <li>5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。</li> </ol>								

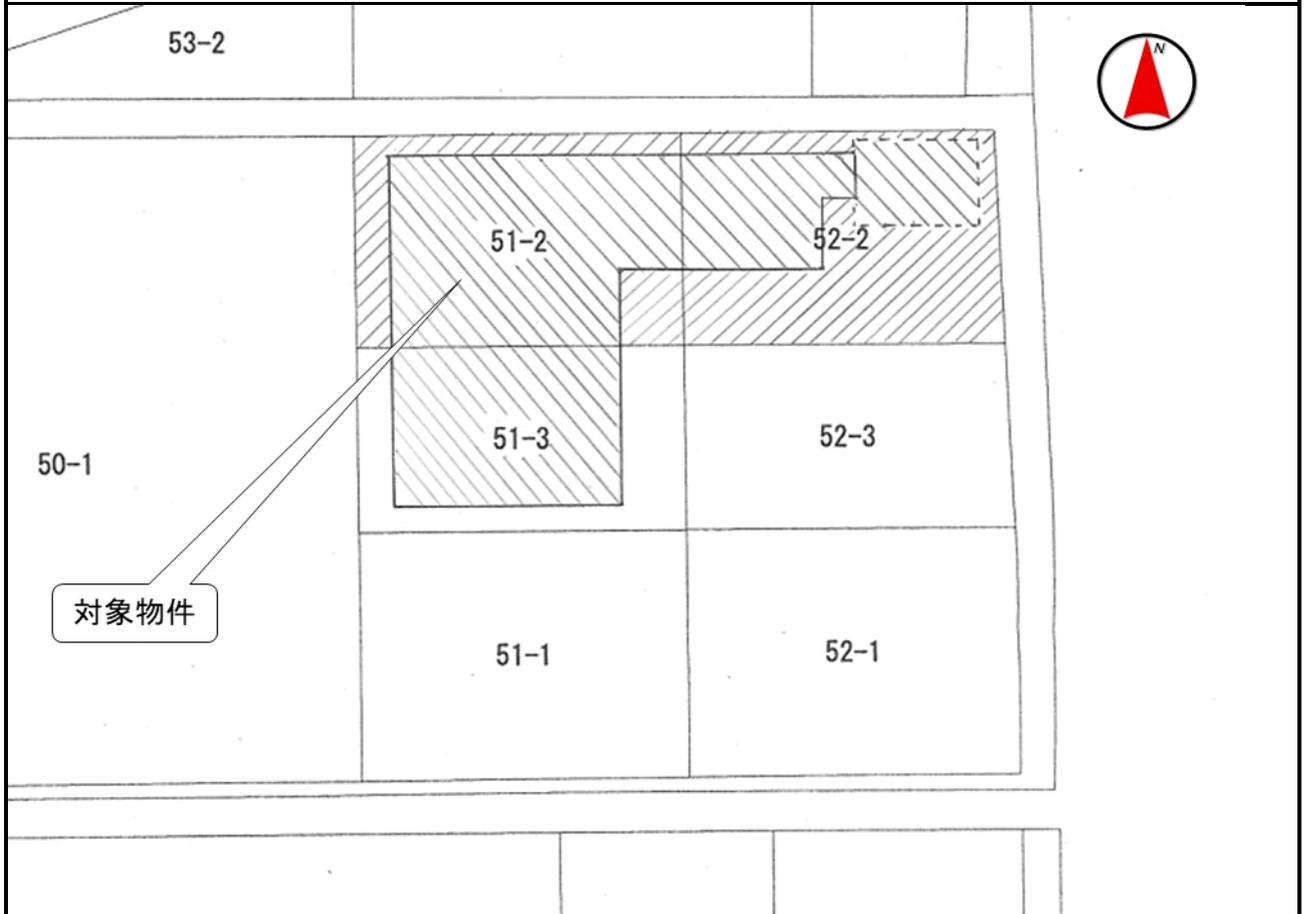
売却区分番号

1638-1



売却区分番号

1638-1



売却区分番号

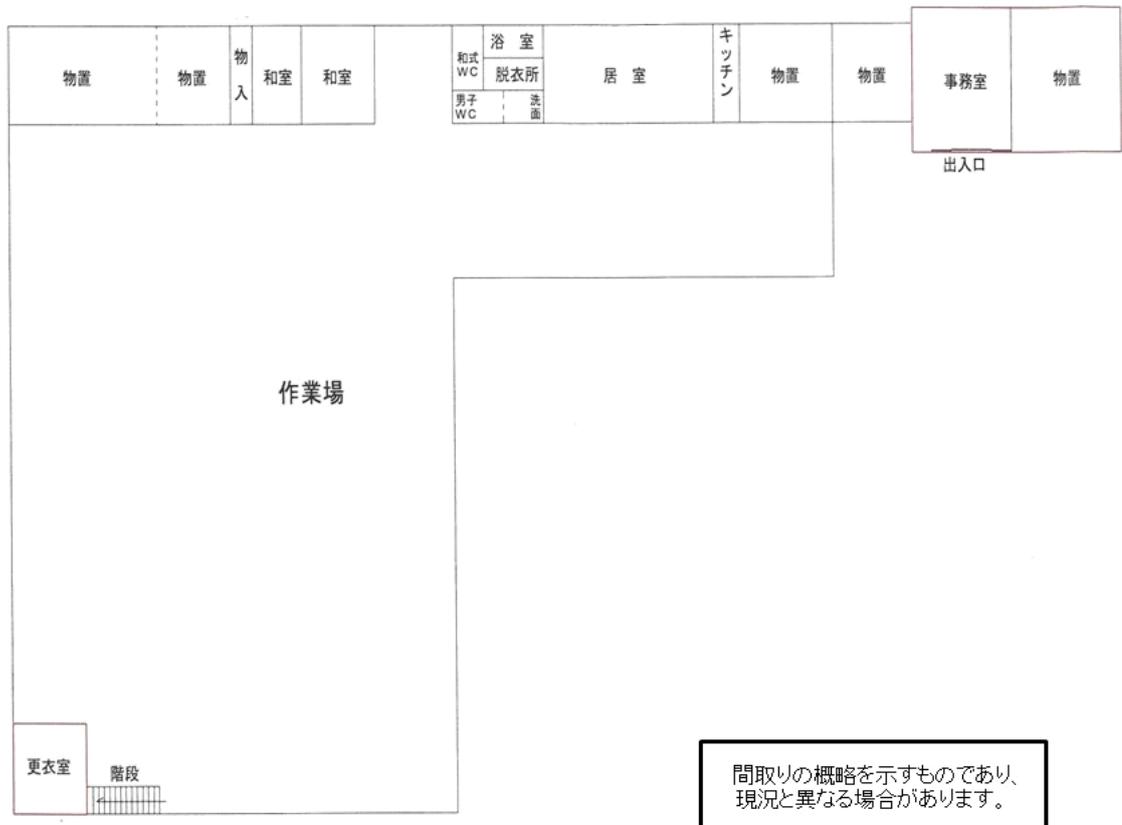
1638-1



売却区分番号

1638-1

建物間取図



間取りの概略を示すものであり、  
現況と異なる場合があります。